

定 款

2022年6月21日改訂

文化シャッター株式会社

文化シャッター株式会社定款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、文化シャッター株式会社と称し、
英文では B u n k a S h u t t e r C o . , L t d . と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 各種シャッター、雨戸、間仕切、ドア、サッシ、什器、建具、建築金物、エクステリア製品、インテリア製品の製造、販売
2. 防災設備、防犯設備、消防設備、電気設備、給排水衛生設備および空調設備の製造、販売
3. 建築材料および金属材料の加工ならびに販売
4. 駐車施設および駐輪施設の製造、販売
5. 前各号にかかげる製品工事の設計、施工、監理および請負ならびに製品の保守業務
6. 前各号に関連する原材料および製品の輸出入
7. 前各号に関連する製品の防耐火、耐久、防音等各種試験の受託
8. 建築、土木、造園工事の設計、工事監理、請負および施工
9. 建築物の保守管理の受託
10. 不動産の売買、貸借、管理および仲介ならびに地域開発の企画立案
11. 損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務
12. 旅行業法に基づく旅行業
13. 総合リース、レンタルおよび仲介業
14. 貨物運送取扱事業
15. コンピューターのハードウェアとソフトウェアの開発、企画および販売ならびにコンピューターによる情報処理事業
16. 工業所有権、著作権等の財産権の取得、保全管理および販売
17. 発電および電気、熱等エネルギーの供給・売電ならびに発電機器の製造、施工および販売
18. 労働者派遣業
19. コピーサービスおよび発送代行等のオフィス支援業務
20. 建物の管理、営繕および清掃等のビル管理業務
21. インターネット等のネットワークを利用した通信販売業務
22. 高齢者福祉施設等の運営および開発・管理業務
23. 特定福祉用具および福祉用具ならびに介護用品等の製造、販売

24. その他一切の適法な事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都文京区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほかに、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は288,000,000株とする。

(取締役会決議による自己の株式の取得)

第7条 当社は会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式を有する株主の権利)

第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利および本定款に定める権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める単元未満株式の売渡請求をすることができる権利

(単元未満株式売渡請求)

第10条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式等取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となるべき数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株式等取扱規則)

第11条 当会社の株式および新株予約権に関する取扱いならびに手数料は、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式等取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第12条 当会社は、株式につき株主名簿管理人を置く。
株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

第3章 株 主 総 会

(定時総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会における議決権の基準日は、毎年3月31日とする。
前項その他本定款に定めがある場合のほか、必要があるときはあらかじめ公告して基準日を定めることができる。

(総会の招集)

第14条 定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に随時招集する。

(総会の招集者)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により代表取締役である会長がこれを招集する。
会長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順位に従い他の取締役がこれに当たる。

(総会の議長)

第16条 株主総会の議長は会長がこれに当たり、会長事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順位に従い、他の取締役がこれに当たる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか出席株主の議決権の過半数をもって行う。
会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(買収防衛策)

第18条 当社は、株主総会の決議により、当社の企業価値および株主共同の利益の確保および向上のため、当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）に関する事項について決定することができる。当社は、当該対応策に基づく対抗措置として、取締役会の決議により、新株予約権者のうち一定の者に対する差別的行使条件および取得条項を付した新株予約権の無償割当てまたは会社法その他の法律および本定款上認められるその他の措置を行うことができる。

(議決権の代理行使)

第19条 株主は、当社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は、代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

(議事録)

第20条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

(電子提供措置等)

第21条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第22条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は9名以内とする。
当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。

(選任)

第23条 取締役は、株主総会において、監査等委員である取締役と監査等委員以外の取締役とを区別して選任する。

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

取締役の選任決議については、累積投票によらない。

(任期)

第24条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。

取締役全員の同意がある場合には、招集の手続きを省略することができる。

(取締役会の決議方法)

第26条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席しその過半数をもって行う。

当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなすことができる。

(取締役会規定)

第27条 法令または本定款のほか、取締役会の運営については、取締役会の定める取締役会規定による。

(役付取締役および代表取締役)

第28条 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副会長および取締役相談役各若干名を定めることができる。

当社を代表すべき取締役は取締役会の決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から選定する。

(報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によってこれを定める。ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、監査等委員以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定めるものとする。

(取締役の責任免除)

第30条 当社は取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは法令が定める額を限度として負担する契約を締結することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第31条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって、取締役会において決定すべき重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第5章 監査等委員および監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第32条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。
監査等委員全員の同意がある場合には、招集の手続きを省略することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第33条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会規定)

第34条 法令または本定款のほか、監査等委員会の運営については、監査等委員会の定める監査等委員会規定による。

(常勤監査等委員)

第35条 監査等委員会はその決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第36条 会計監査人は株主総会において選任する。

(任期)

第37条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
ただし、定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第7章 計 算

(事業年度)

第38条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第39条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会によって定めることができる。

(剰余金配当の基準日)

第40条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(中間配当の基準日)

第41条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第42条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払いの義務を免れるものとする。

付 則

(監査役の実任免除に関する経過措置)

当社は、第71期定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

当社は、第71期定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは法令が定める額を限度として負担する契約を締結することができる。

現行定款第21条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第21条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。

前記の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第21条はなお効力を有する。

本附則は、施行日から6か月を経過した日または前記の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。